

鶴岡市農業委員会第16回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年3月14日(金) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 阿部 晃士 3番 石塚 治己 4番 佐藤 晃 5番 荻原 優太 6番 松本 典子 7番 鈴木 敏徳 8番 田澤 幸弘 9番 佐藤 泰仁 10番 原田 政幸
出 席 推進委員	1番 渡部 信子 2番 齋藤 靖 3番 須田 進二 4番 齋藤 潤子 5番 小南 賢史 6番 榎本 勝 8番 長谷川 浩之 9番 佐藤 圭介 10番 野村 仁 11番 池田 賢成 12番 小林 節徑 13番 田村 亮真 14番 佐藤 宣夫 15番 本間 長志 16番 伊藤 貢
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	7番 吉住 喜之推進委員
事 務 局	局長 伊藤 幸 局長補佐 黒井 布美 主査 坂田 英勝 調整専門員 伊藤 淳 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、7番 吉住 喜之推進委員、遅参早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第16回西部農地部会を開会いたします。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、6番 松本 典子委員、7番 鈴木 敏徳委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りと思いたしますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について、報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について、報告第 5 号 農用地利用集積等促進計画の許可について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について≫ (説 明) ≪報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について≫ (説 明) ≪報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について≫ (説 明) ≪報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について≫ (説 明) ≪報告第 5 号 農用地利用集積等促進計画の許可について≫
議 長	報告事項ではありますが、質問等はございませんか。
	(発言者なし)
議 長	なければ、これより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について≫
議 長	それでは、各地区担当委員から現地調査報告ということですが、先に私から 50 ページ鶴 38 と 51 ページ鶴 40 について、報告させていただきます。鶴 38 の所有権移転ですが、受人はこれまでも渡人の田んぼを借りて耕作していて、農地の形があまり良いところではないのですが、渡人からお願いされた形で今回の譲渡になっております。次の鶴 40 ですけれども、受人は渡人の子供で、これまでも水稻の作付等をしてきました。両案件ともに、周辺農地の効率的な利用の確保に支障が生じる恐れもなく、農地法第 2 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断しましたので報告いたします。以上です。
議 長	2 番 阿部 晃士委員。
2 番 委 員	2 番 阿部です。鶴 39 の案件についてですが、貸人が労力不足のため、隣接地の耕作者である受入へ賃貸借権の設定を 5 年間行うもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議 長	続きまして、鶴 40、鶴 41 を 12 番 小林 節徑推進委員。
12 番推進委員	推進委員 12 番 小林です。鶴 40、鶴 42 の案件ですが、受入は過去 2 年間地元で農業研修として、大豆と里芋の実習をしていました。今年から渡人に土地を借りて、里芋を作付けしたいということでした。今後も農地を増やしていきたいという意欲もありまして問題はないと思います。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可相当と判断しています。
議 長	続きまして、1 番 五十嵐 覚委員。
1 番 委 員	1 番 五十嵐です。50 ページ温 11 の案件について報告します。申請のあった農地を 2 月 28 日に確認しました。申請地は受入の所有農地と隣接した場所にあり、取得後は所有農地と合わせて、自家野菜や焼畑かぶなどを作付け予定とのことでした。また、譲渡額は、隣接する林道用地の、売買価格をもとに決めたものということで少し高めではありますが、双方合意の上で問題ないと思われます。次に 52 ページ温 12、温 13 について報告します。申請地は、集落内の農地でそれぞれ所有世帯が自作してきましたが、隣接の農地で耕作を行っている受入が耕作することで、今回の話がまとまったものです。引き続き水稻作付の予定であり、問題はないと思われます。温 14 についてですが、今までの耕作者から、今回の受入が耕作すると

	ということで、話がまとまったものです。新たな受人も、隣接地を耕作しており、水稻作付継続予定ですので、問題は無いと思われます。以上です。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について≫
議 長	それでは地区担当委員からの現地調査報告をお願いします。6番 松本 典子委員。
6 番 委 員	6番 松本です。3月7日、私と渡辺信子推進委員と事務局村田主査の3名で現地調査を行って参りました。53ページ鶴11の案件ですが、添付の資料の通り、申請地は鶴岡インターチェンジ南側にある高速道路用地と市道に囲まれた土地で、隣接に農地及び住宅用地はありませんでした。10年以上自己保全管理となっていて、現在農地としてはすでに使われていない状態です。転用目的は、先ほど説明あった通り、蓄電池設備の設置を行うものということで、農地の状況としては、申請地がインターチェンジと道路の間の小さな三角形の土地で、農地としてはかなり使いづらい印象でした。インターチェンジから概ね300メートル以内にあることから、3種農地に該当し、許可相当と判断しました。続いて、鶴12の案件は、申請地は鶴岡西工業団地の木村屋さんの工場のすぐ裏手のあたりにある一団の土地です。転用目的は、新産業団地の造成整備を行うもので、令和6年8月の部会において、先ほどの説明のとおり、農振除外の審議済みであります。同時に商工課でも事業概要を説明済みとなっております。農地の状況としては、申請地は市街化調整区域内にある、特に良好な営農条件を備えている農地(甲種農地)ではありますが、農村地域への産業の導入の促進に関する法律に基づく転用となるため、例外的に許可はやむを得ないものと判断しました。以上です。
議 長	それでは、担当委員の報告が終了しましたので、審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
	(説 明) ≪議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について≫
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。8番 田澤 幸弘委員。

8 番 委 員	8 番 田澤です。58 ページ鶴 24、鶴 25 の荒井京田の売買価格に差があるのは、 どうしてなのでしょう。
議 長	利用調整委員会でも確認いたしましたが、各々の話合いで決まった金額であり 地区のあっせん価格の間での金額である為、差があっても不自然な金額ではない と地域では判断していました。よろしいでしょうか。
8 番 委 員	はい。
議 長	他に質問等はございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 3 号 農用地利用集 積計画 (案) の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については、議 案通り決しました。続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画策定に係 る要請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について》
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号 農用地利用集積 等促進計画策定に係る要請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請につい ては、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。これをも ちまして、第 16 回西部農地部会を閉会いたします。
	閉 会 午後 2 : 2 0
	議 長 <u>原 田 政 章</u> 議 事 録 署名委員 <u>6 番 松 本 典 子</u> 議 事 録 署名委員 <u>7 番 鈴 木 敏 徳</u>